

親子通所事業Ⅱ **くるみ** 令和8年度（2026年度）利用児募集要項

豊中市立児童発達支援センター通所部門 親子通所事業Ⅱ「くるみ」は、遊びや生活を通して気持ちが通い合う関係の土台をつくります。また、親や職員とさまざまな遊びを楽しみながら、信頼関係や人と関わる心地よさ、意欲などを育み、生活経験を広げていきます。

発達支援、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、給食指導を通して
生活経験を広げ、日常生活を豊かに過ごせるよう支援し
子育ての悩みや喜び、かかわりの工夫を共有していきます

1. 対象

豊中市内に在住し、児童発達支援を受けるための通所受給者証をお持ちの
保護者とともに通える、身体に障害のある就学前のお子さま



2. 利用時間

平日 月曜から金曜の 10:00～14:00 週 2～5 日

（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み）

- ・送迎があります（別途、市の事業委託としての実施）。

なお、お住まいの地域によっては、自力通所をお願いすることもありますのでご了承ください。

- ・給食があります（別途、市の事業委託としての実施）。

- ・保護者向けの座談会なども、開催しています。

※きょうだい児の同伴はできません。託児利用等のご準備をお願いいたします。

3. 利用料

利用にあたっては、児童発達支援利用のための受給者証の申請が必要です。

サービスの利用については、通常9割が障害児通所給付費の給付対象となります。利用者は、利用者負担分として世帯の所得の状況によりサービス料金の1割をお支払いいただきます。

※受給者証に記載された利用者負担額の範囲内とします。

※他の児童発達支援事業所をご利用の方は、同日のサービス利用はできませんので、ご了承ください。

※国が定める幼児教育・保育の費用の無償化の実施に伴い、満3歳になって初めての4月1日から3年間は児童発達支援に係る費用が無償化（無料）となります。



利用をご希望の方は、まずはお電話でお問い合わせください

お問い合わせ：豊中市立児童発達支援センター通所部門 担当：岩城・西村

【TEL】06-6676-7890 【住所】〒561-0854 豊中市稲津町 1-1-20 1階